

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 12 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
のぞみクリニックあかいわ	岡山市東区南古都四四〇番地三二	令和 七年 一月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 12 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ほしあい心療内科	岡山市北区今二一三一〇	令和 六年十二月 一日
いとうファミリークリニック	新見市正田二六番三	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 12 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
グリーン歯科クリニック Second	倉敷市水江一番地（二階）イオンモール倉敷内	令和 七年 一月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 12 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
飯田齒科医院	岡山市北区大和町二丁目九一―一五	令和 六年十二月 一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 12 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きたぞの薬局清心町店	岡山市北区清心町一七一―二四	令和 七年 一月 四日
ププレひまわり薬局茶屋町店	倉敷市茶屋町二三四	〃 六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 6 年 12 月 26 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡薬局  おかやま薬局総社店	玉野市田井五丁目二四番三三号  総社市岡谷二二一―一四	令和 六年十二月 一日  /